

定期航路事業特別会計

議案第4号

平成26年度鳥羽市定期航路事業特別会計予算

平成26年度鳥羽市の定期航路事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ598,500千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、30,000千円と定める。

平成26年2月24日 提出

鳥羽市長 木田久圭一

第1表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金 額
01 航路収益		365,274
	01 営業収益	365,274
02 国庫支出金		128,632
	01 国庫補助金	128,632
03 県支出金		2,186
	01 県補助金	2,186
04 財産収入		78
	01 財産運用収入	78
05 繰入金		58,230
	01 一般会計繰入金	43,230
	02 基金繰入金	15,000
06 市債		44,100
	01 市債	44,100
歳 入 合 計		598,500

(歳出)

(単位：千円)

款	項	金 額
01 定期航路事業費		538,586
	01 営業費用	538,586
02 公債費		59,914
	01 公債費	59,914
歳 出 合 計		598,500